

学校いじめ防止 基本方針

令和 7 年 4 月

御殿場市立御殿場小学校

平成 26 年 3 月 20 日策定
令和 7 年 4 月 1 日改訂

いじめ防止対策委員会
学校いじめ防止基本方針（御殿場市立御殿場小学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子供にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子供に向けた対応が求められます。いじめられた子供は心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子供や周りの子供が、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

構成員：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

構成員：いじめ防止対策委員＋P T A会長・副会長、教育相談員、巡回相談員、
スクールソーシャルワーカー（S S W）、スクールカウンセラー（S C）、
御殿場警察署員

＜いじめ認定会議＞

構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任

3 いじめ防止等のための対策

（1）人権教育の推進

①道徳教育

- ・人権に関わる価値を全学年の当初の年間計画に位置付け、学級づくりの基本とする。（7年度の校内重点項目 A-(1)善悪の判断、自律、自由と責任
A-(4)個性の伸長
B-(10)相互理解、寛容）

- ・全教育活動で人権に関わる道徳教育を推進する。

②子供主体の学級経営の推進

- ・いじめ防止・根絶に関する一つ一つの道徳的価値について、じっくりと考えを深められるような授業を工夫・改善していく。
- ・人間関係づくりプログラム等の実施及び活用をする。

- ・いじめアンケートの継続的な実施により、学級内を中心としたいじめの早期発見に努める。

③全校集会、学年集会等での全体指導

- ・教職員講話や児童による活動等で具体的事例を基に、いじめの不当性を伝え共有化する。

④個別指導

- ・人権意識の低い児童や孤立しがちな児童へ、きめ細かな配慮や声掛けに努める。

⑤スマホ・インターネット等の使用に関する指導

- ・児童の間には、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等への書き込みや、不特定多数の人と連絡を取り合うことができるサービスを利用している実態を踏まえ、御殿場市の「子供たち安心・安全な生活のために」を軸として、家庭での対策、注意喚起を行う。

- ・実際に事案が発生した場合、状況に応じて外部機関(警察、児相など)と連携を取り、児童の生命や心身の安全を守ることを最優先とする。

- 【例】不正アクセス、なりすまし、誹謗中傷の書き込み、卑猥画像の送信など
- ・SNS によるインターネット間でのいじめが存在することを踏まえ、学校教育の中にも積極的に「ネットワーク上でのトラブル」に対する危機管理、対処法の指導を取り入れていく。具体的には、外部団体に依頼し、各学年でインターネットに関する安全講座を行う。

(2) 子供の自主的活動の場の設定

①「ありがとう運動」の実施(磨き合い部・放送委員会と連携)

- ・3と9の付く日を「ありがとうの日」と位置付け、放送委員会と連携をし、普段以上に人に「ありがとう」の言葉を掛けられるようにして、学校中に温かな雰囲気を作っていく。

②学級活動の充実

- ・学級活動で子供が主体的に活動できるイベントなどを企画させ、自治能力を高めつつ、子供同士の相互理解を深め、いじめの起こりにくい学級づくりを推進する。

③「ペア仲良しタイム」「クラス仲良しタイム」の設定(磨き合い部と連携)

- ・ペア活動やクラス遊びの時間を設けることで、異学年交流やクラス交流を深め、相互理解が進むように取り組む。

(3) 保護者や地域への啓発

①保護者との連携強化

- ・学級便りや学年便り等を活用し、いじめに対する学校側の考えを保護者に周知するとともに、学校、家庭、地域全体で子供たちを見守って行くことを共通理解する。

②各区分長、民生児童委員、御小子ども見守り隊、交通指導員等との連携

- ・日頃から子供の様子を気に掛けていただき、気付いたことは遠慮なく情報提供していただくように依頼する。
- ・朝夕の登下校状況、日常の子供の遊び等で気になることの連絡をしていただくように依頼していく。

③地域・保護者との連携

- ・学校便り、学年便りなどで、子供の実態や行動について協力を広く呼び掛ける。

(4) いじめに関する教職員の研修

- ①月例の学年主任者会で、児童の様子についての情報交換を行い、全体の共通理解を図っていく。また、職員会議において、生徒指導主任より気になる子供の様子を伝え、全職員で子供たちを見守って行く体制を作る。
- ②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた研修会を定期的に持ち、児童理解や保護者対応のあり方について研修を深める。
- ③いじめ防止・生徒指導関係の校内研修会を行い、いじめ防止・早期発見のための教職員の感性を磨くと共に、外部の研修会に積極的に参加し、広く職員に伝達講習する。

(5) いじめの早期発見・早期対応

①アンケートの実施

- a 1学期2回、2学期2回、3学期1回、計5回実施し、集計結果を基にいじめ防止対策委員会で、対策を検討する。
- b 対応策に従い、速やかに解決に向け行動する。

②担任による教育相談の実施

- a 学期ごとに児童との個別面談を実施し、情報収集と共に日常の指導に生かしていく。
- b 保護者面談を有効に活用し、いつでも相談できる関係を構築する。

③教育相談員による教育相談の実施

- a 学校には、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）、教育相談員など多くの外部相談員が勤務しており、いつでも相談できる体制があることを周知する。
- b 各相談員等には、児童の表れに応じて、主に担当していただく児童をお願いし、継続的支援と多様な見取りをする。
- c 児童との面談のほかに、保護者とも積極的な相談体制を築き、必要に応じて実施する。

④日常生活での早期発見

- a いじめはいつでも起こりえる問題であるという認識を持って常に子供たちの様子に目を届かせる。
- b 小さなサインを見逃さないために、子供や保護者の訴え等を真摯に受け止

める。

c いじめられている子供の立場に立って、初期段階から組織的に対応する。

(6) いじめに対する措置

- ① いじめの情報を受けた場合、直ちにいじめ防止対策委員会を開く。
- ② 多方面から情報を収集し、いじめの全体像を把握し、具体的な対応や指導計画を決定する。
 - ・役割分担を明確にし、誰が、誰にどんな指導をいつまでにすべきか確認の上、適切な対応をする。
- ③ 調査によりいじめが確認された場合は、委員会へ報告する。
- ④ いじめられた児童・生徒への配慮を中心に据え、人権に配慮した支援をする。
- ⑤ いじめた児童・生徒へは自身の行動を振り返らせ、今後の行動のあり方について自己決定させる。
- ⑥ 周囲の子供や保護者にも必要な情報を知らせ、いじめを許さない気運を学級や学校だけでなく、地域・家庭にも築く。
- ⑦ 継続的に経過観察を行うと共に、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検していく。

(7) 重大事態への対応

重大事態とは・・・

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた時。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある時。

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対応や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供します。

②各対応

- a 児童対応（担当：生徒指導主任・主幹教諭）
 - ・臨時全校集会等の開催
 - ・児童の心理面でのケア
- b 保護者対応（担当：教頭）

- ・臨時保護者会の開催
- ・関係する保護者、PTA会長等への連絡、招集等
- c 報道機関対応（担当・窓口：教頭）
 - ・対応のあり方を3役で事前検討し、適切な対応をする。
 - ・分かった事実のみを話す。（分からないことについては憶測で話さず、調査中であることを告げる。）
- d 警察対応（担当・窓口：教頭）
 - ・情報の提供に可能な限り協力し、被害のあった児童にこれ以上の事態の悪化を防ぐ。
 - ・加害のあった児童の人権を守りつつも、毅然とした対応をしていく。